

男女共同参画会議基本問題専門調査会（第3回）議事録

1. 日 時 平成13年7月26日（木）17：00～19：15
2. 場 所 内閣府講堂
3. 出席者 岩男会長、伊藤委員、猪口委員、住田委員、高橋委員、竹信委員、寺尾委員、樋口委員、古橋委員、松田委員、山口委員

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 選択的夫婦別氏制について（法務省、内閣府）
- (3) 自由討議
- (4) その他
- (5) 閉会

（配布資料）

- 資料1 法務省説明資料
- 資料2 - 1 都道府県議会における選択的夫婦別氏制度に関する意見書の提出状況
- 資料2 - 2 国の行政機関での職員の旧姓使用について（平成13年7月11日各省庁人事担当課長会議申合せ）
- 資料2 - 3 各種国家資格における旧姓使用状況について
- 資料3 第1回男女共同参画会議基本問題専門調査会議事録

5. 議事内容

岩男会長 それでは、時間になりましたので、男女共同参画会議基本問題専門調査会の第3回の会合を開催させていただきます。

皆様大変お暑い、また、お忙しい中をおいでいただきまして、ありがとうございます。

本日の議題は、お手元の議事次第にございますように「選択的夫婦別氏制について」ということでございます。

早速、本日の御説明、法務省及び内閣府からの御説明をお願いしたいと思います。それでは、まず、法務省から御説明をお願いしたいと思います。

法務省（民事局清水参事官） 法務省の民事局から参りました清水でございます。よろしくお願ひいたします。

今日は、選択的夫婦別氏制度について、我が国における検討状況というものを中心に説明を申し上げるという機会を与えられまして、非常にありがたく思っております。ちょっと24日まで法制審の準備で追われていた関係で準備不足のところもございますが、何とぞ御容赦のほどお願ひ申し上げます。

お手元の資料、まず資料1と書いてあるものが「選択的夫婦別氏制度について」、これはレジюмеでございます、その後の資料 というのは、昭和50年以降のいわば民法改正に係る動きを書いたもの。資料 というのは、平成6年に公表されました民法改正要綱試案、これは平成8年の法制審の答申に至る前の段階で、いろいろ意見を紹介したときの案の夫婦別氏案のポイントをまとめた表でございます。これは、後ほど内容については説明させていただきます。それから、資料 というのは、まさに意見照会の対象となった要綱試案そのものでございまして、これが最終的に平成8年の法制審の答申にまとめられた要綱。これは、前回配付資料という形で、本日もお手元に行っていると思っておりますが、それに集約されていったということでございます。

それでは、資料1のレジюмеに沿いまして説明させていただきます。と思ひます。

まず、平成8年の法制審の答申でございますが、これは、皆様御承知のとおり、最終的には法案の提出にも至らなかったわけです。平成8年2月26日に法制審の総会で法律案要綱というものを取りまとめられまして、答申されました。そして、その要綱の内容というものはもちろん、前回も住田先生の方から御発言があったかと思ひますが、夫婦別氏だけの問題ではなくて、民法全体、婚姻・離婚制度全般にわたる民法の改正を内容としたものであって、その中のひとつとして夫婦別氏制度というものの導入を考えたという要綱でございます。

では、なぜこれが平成8年の通常国会、136回国会に提出されなかったかということでございますが、結局、政府部内の中で更に慎重な検討をする必要があるという、与党を中心ということでございますが、そういうことから、特に国民の意識に配慮して更に慎重に検討する必要がある。どこが引っ掛かったかといひますと、まず女性の婚姻適齢の引上げの問題、それから、選択的夫婦別氏制度の導入、それから、嫡出でない子の相続分の問題、この3つがいろいろ意見が分かれたところだといふふうに聞いております。その後、平成12年末まで平成9年以降も含めて議員提案の形で、いろいろな形で夫婦別氏制度の導入というものを内容とする提案がされておりますが、成案には至っていないという状況でございます。

選択的夫婦別氏制度というものは、そもそもどの段階から問題になったかということでございますが、言うまでもなく戦前の民法というものは、家制度というもののの中で、同じ家の構成員である夫婦は同じ氏を名乗るということになっていたわけです。それが戦後、新憲法が施行されて、それに伴って民法を改正する必要が生じた。そして、レジюмеの一番最初に「昭和22年民法改正（昭和22年法律第222号）」とありますが、これが現在の民法750条を定めた根拠といひますか、それを入れた現民法ということになります。

ここで、戦前も含めて氏というものの性格について、ざっと皆さん御存知のことも

含めまして遡って考えてみますと、もともと我が国の古来の氏というのは、同じ血統集団に属する者を指し示す名称だったというふうに言われております。そうしますと、その論理的な帰結として、血統集団に属さない妻というものは、夫の氏を称することはなかった。その意味で、我が国は夫婦は別氏であるのが古来の原則であったというふうに言えるわけです。それが、明治3年にそれまで氏を称することが許されなかった庶民も氏を称することが許され、さらに、明治8年の太政官布告によって、今度は氏の使用が強制されるようになった。この後も、法制上は夫婦の氏については別氏であるべきだというのが政府の立場だったというふうに言われています。

しかしながら、明治10年ごろ以降になると、夫の氏を婚姻した女性が称するということがいわば慣習化していった。つまり、政府の方は別氏だということをやっていたわけですが、庶民としては、むしろ婚姻した女性が夫の家、家族生活共同体みたいなものに入って、そして、一緒に生活するという実態があったことを踏まえて、夫の氏を称することが慣習化していった。このような社会的背景の下で、明治民法というものが制定されて、これによって妻は夫の氏を名乗ることが法制化されたわけです。これは何を意味するかといいますと、この時点で氏の性格というものがいわば血統を示すというものから、法律上の家の呼称という形で変質したということが言えるのではないかと思われるわけです。

しかし、第二次世界大戦後、昭和22年法律第222号によって民法の親族編及び相続編が全面的に改正をされ、そして家制度というものが廃止され、そして、夫婦の称する氏をどのように定めるかということが、やはり当然問題となったわけでございます。

現在の民法750条で定められている制度というものは、夫婦の氏については夫婦同氏であることを要求しつつ、同氏とすべき氏については、夫または妻のいずれの氏であっても婚姻当事者が選択するということを認める制度である。したがって、制度それ自体としては、男女のいずれか一方を優先しているという制度ではないわけで、その意味では、現行憲法下の男女平等の理念には沿っている制度だということは建前上は言えるわけです。

これは、裁判例として、まさにここが問題になった例の岐阜家庭裁判所の平成元年6月23日という審判がありますし、その後も東京地裁の平成5年にやはり地裁レベルですが同じ論点について判断した例があります。ちょっと長くなりますが読みますと、「現行法制の下でも家庭は個人の尊厳と両性の本質的平等を基本としながら、その健全な維持を図るべき親族共同生活の場として尊重すべきものとされている。すなわち、このような親族共同生活の中心となる夫婦が同じ氏を称することは、主観的には夫婦の一体感を高めるのに役立ち、客観的には利害関係を有する第三者に対し夫婦であることを示すのを容易にするものと言える。したがって、国民感情または国民感情及び社会的慣習を基礎として制定されたと言われる民法750条は、現在においてもなお合理性を有するものであって、何ら憲法13条、24条1項に反するものではない」と、これがその関連する裁判例の判示部分ということになります。

しかしながら、その実態というものを見ますと、これは97%の婚姻で女性が夫の氏を称しているという実態があるわけですね。もちろん、民法は夫の氏を名乗ることを強制しているわけではございませんから、男女平等の問題があるとすれば、それはそ

のような氏を名乗ることを当然視する社会的な慣習なり意識の問題であるとも言える。したがって、直接には法制度の問題ではないかもしれませんが、しかし、逆に、そもそも法制度上、夫婦が同氏であることを要求しないこととすれば、別氏夫婦の存在を通じてこのような社会的意識自体も変化していくかもしれない。その意味で、やはり夫婦同氏制度を見直すということは、女性の社会的地位の向上という視点と関係する問題なのではないかということが言えるかと思えます。

そもそも法制度として見た場合の問題というものを考えてみますと、家制度の廃止によって、同じ家の構成員は同じ氏を称するという制度的前提というものがなくなったにもかかわらず、なぜ婚姻により当事者の一方が氏を変更し、夫婦同氏にしなければならないという制度を採用したのかということだろうと思えます。これは、結局は、現行民法上の氏とは何かという理論的問題にもつながるわけですが、ここのところは起草者の1人であった我妻先生の考え方というのは、結局、共同生活の現実を押さえるというのを氏を同一にするということと結び付けたという考え方というふうに言われております。これは、一方では恐らく当時、なお家制度の思想というのは残っていたわけですから、その維持を求める意見もあったわけで、立法するに当たり、現実共同生活を行っていると考えられる共同体に同一の呼称を与える。そして、その親族共同体の変動を可能な限り氏の変動に反映させて、氏を共同体の実態というものを表すということで説明するということによって、法制度としての家は廃止したかもしれませんが、機能的にはそういう形で家的な意識が残ることも可能になったということで、いわば妥協の産物であったとも言えるかと思えます。

実際も、その現行制度が施行されて54年経過しているわけですが、今日においても、結婚式などの何々家の表示などにはそういった意識というのはよく見られるわけです。

要するに、一方では、法律的には家制度の廃止ということによって、氏そのものの性格については単なる個人の呼称になったという説明がされつつ、他方では、民法上一定の身分変動があった場合には、当事者の意思にかかわらず氏の変動が生じ、あるいは一定の身分行為に伴い氏の選択をしなければならないという構造というのは、昭和22年の民法改正の経緯自体から始まっているということが言えるかと思えます。

もともと氏というものが純粹に個人の名称というものであれば、生来の氏として定まった個人の氏というものは、身分関係の変動によって変更される論理的必然性はないわけですし、したがって、婚姻の場合も夫婦別氏こそが論理的な帰結ということになるはずであります。更に言えば、単に個人の名称にすぎないのであれば、そもそも民法上、氏というものの規定を設ける必要はなくて、名前の一部だと考えればそれで十分だったとも言えるわけです。

現行民法上の氏の性格の説明については、個人の呼称のほか家族共同体の名称であるとか、血縁団体の名称であるとか、同籍集団の名称であるとか、様々な説明がされているところではありますが、一元的な説明というのは非常に難しい。ただ、やはり妥協の産物だったということもあるし、そうせざるを得なかったというのは、その当時の国民感情であるとか社会的意識というものを考えると、やはり賛成と反対と両方の人がいて、どちらか一方に偏るわけにはいかないということで、いわば複合的な形で

制度ができたということなのだろうと思います。

これは、昭和34年当時の文献ですが、民法が氏を定めている理由として、例えば、明治初年以來すべての人に氏がつけられ、氏と名をもって個人を表し、氏は家族制度の下における形式的な家の名前として通用してきたので、国民一般の感情としても社会的な慣習としても形式をそのまま存続させることにしたものであって、また、便宜上という観点から見ても、名前だけで個人を表す場合には、いわば同名が非常に多くなって不便であるという社会慣習上の理由、便宜上の理由という両方の観点からというふうに説明している文献もございます。

以上、結局、今の日本民法上の氏というのは何かといえますと、自然人の呼称であるが夫婦同氏の原則と親子同氏の原則に従って民法上定められるところのものとしか言いようがないということだと思えます。

以上が、昭和22年の立法当時は多分こうだったろうという話でございます。

次に、昭和30年代のことでございますが、この昭和22年の民法改正というものは現行憲法の施行に伴って短期間に行われたわけで、いずれ見直す必要があったということは意識はされていたようでございます。そして、昭和29年の法制審議会総会において、民法に改正を加える必要があるとすれば、その要綱を示されたいという諮問がされまして、その後、民法部会の中の身分法小委員会というもので検討がされております。これは非常に多岐にわたる内容を検討の対象としていますが、その中のひとつに、この夫婦別氏の問題が取り上げられております。結果的には、この夫婦異姓を認めるべきかという、夫婦別氏という意味ですが、異姓を認めるべきか否かの問題については、なお検討の必要があるという形で、留保事項という形で、その時点ではそれ以上の検討はされていなかったということだと思えます。

大島また、当時、子の氏の問題まで含めてどこまで深く議論がされたかという点については、多少はっきりしないところがございます。当時の『ジュリスト』という法律雑誌、1956年1月15日の座談会での、中川善之助教授という方がおられますが、この方の発言を見ますと、「子の氏をどちらかにするという事は、当事者が結婚のときに決めるようにでもしておかないと困るかもしれませんね」という発言になっている。この人は、当時から別氏論者として有名な人でございます。

仮決定、留保事項という昭和30年にあった留保事項というものが、その後いわばそのままになっていたというのが現状でございます。昭和37年に民法改正をやっておりますが、これは相続人不存在の場合についての規定の整備と相続編の改正が主な改正でございます。

その後、民法、夫婦の氏に関係する部分についての民法改正がされたのは、昭和51年法律第66号でございます。これは、いわゆる離婚後も婚姻中の氏を名乗り続けることができるような制度、つまり、それまでは当然離婚によって氏を改めた人が元の氏に戻ることが原則で例外はなかったわけですが、そのときに、社会生活上婚姻中にずっと名乗っていた氏をそのまま名乗り続けたいというときには、それができる、つまり婚氏続称と言われるものですが、その制度が入ったということでございます。この目的というのは、やはり離婚に伴って氏をまた変えなければいけないということについての社会生活上の不利益や不都合を解消するところにあるわけですから、これ

は離婚時の問題ですが、ある意味では婚姻時において氏を改めなければいけないという問題と、適用される場面は異なるわけですが、質としては同質性のある問題だったと言えるわけです。しかし、昭和51年当時この夫婦別氏制度の導入が見送られたというのは、やはり別氏制度を導入する場合には法制上の改正作業が難しいということと、それから、そこまでの緊急性はない、一般的な社会要請がないというふうな判断がされたことによるというように思われるわけです。

しかしながら、昭和22年の民法改正というのは、やはりいずれ見直すということが予定されていたわけですので、平成3年1月から法制審の身分法小委員会で審議が開始されて、そして、平成8年に答申が出されて現在に至っているということは御存知のとおりかと思えます。

時間の関係で、この法制審が平成3年に審議を開始した背景というのは飛ばしまして、レジユメの2の婚姻制度等に関する民法改正要綱試案というものについて説明させていただきます。資料 でございます。これは夫婦の別氏、つまり一口に別氏制度と言ってもいろいろなパターンがあり得るわけで、そこでA案、B案、C案という形で法制審の要綱試案の方ではバリエーションを作って意見を聴いたということでございます。

A案というものは、一応、現在の同氏制度だよということがあって、ただし、つまり共通の氏の定めをしなければ別氏夫婦になるという考え方でございます。

B案というのは、いわば裏から書くといえますか、要するに、同氏になることもできるし、そのまま従来の氏ということも決めることができる、従来の氏のまま婚姻することもできるという制度で、A案とB案というのは実は後で説明申し上げますが、本質的には夫婦の氏の定めという観点から見たときには、それほど本質的な違いはない。

C案というのは、ちょっと毛色が変わりまして、あくまでも民法上の氏としては夫婦は同氏であると。ただし、呼称といったものを妻なり夫の方、つまり氏を改めた方は名乗り続けることができるということで、そういう案でございます。

A案とB案というものが変わってくるころは、子の氏の問題が大きいところがございまして、A案の方は、子が称すべき氏というものをその父母が婚姻の際に定めて、それを子どもは称すると。したがって、その夫婦間に生まれた子というのは、すべて同じ最初に定めた子が称すべき氏を称するという構造になっております。

B案というものは、出生の際に定めた氏というのをそれぞれ称するという構造になっております。

C案を採った場合にどうなるか。空欄になっていますが、C案を採った場合には現行法と民法上の氏の世界では同じですから、当然のことながら子は夫婦の共通の氏を称すると。ただ、別氏を選択して呼称を名乗っている人はそのまま呼称を名乗っている、それだけの世界だということになります。

最終的に、要綱において採用された選択的夫婦別氏制度というものがいかなるものであったかということですが、その特徴を一応述べますと、まず、第1に、夫婦別氏制度の下で各配偶者が称する氏というものは同じ性格のものである。つまり、一方が呼称であって、一方が民法上の氏であるという制度ではない。つまり、この法

制審要綱試案のA案、B案というものは、どちらも夫婦別氏制の下で従来からの氏を称することができるという案で、そこがC案と違うところですから、考え方としてはC案を採っていない、つまり呼称だけを認めるという案ではないということでございます。

それから、お手元の要綱の該当部分を御覧になればよろしいかと思うんですが、要するに、2番目の特徴としては夫婦同氏制度と、それから、夫婦別氏制度というものをどちらも制度としては対等のものだというふうに位置付けまして、いずれかを原則とするという考え方は採っていないということでございます。

それから、3番目は、子の氏を婚姻時に定めるものとした。したがって、その要綱との関係から言いますと、A案ということになります。

そして、第4番目として、子の氏は統一すべきものとしたこと。これも要綱試案との関係でいうと、A案を採っているということになります。

以上が要綱でございます。

要綱試案と対比した場合の要綱の考え方の特徴というものは今申し上げたとおりですが、まさに主要な論点というのは、呼称か氏かとか、同氏原則か別氏原則か、子の氏をいつどのように定めるか、そして、子の氏を統一するかといったところに大きな別れ道があるということが言えるかと思えます。

なぜ呼称案、C案のような案が出てきたかといえますと、現行制度から出発した場合に一番影響が少ないと思われる案だからこそ、これが出てきたわけです。なぜこれが採用されなかったかという、やはり非常に分かりにくい、民法上の氏は別にあるんだけれども、民法上の氏とは別に呼称というものを名乗り続けることができるというのは分かりにくいと。また、この考え方ですと、夫婦のうち一方が民法上の氏に改めるということになるわけですから、いわば男女平等の基本的な理念に反するおそれがあるということになるわけです。もともと呼称案、C案に対する案というのは、要綱試案に対する意見の概要においても、意見照会の結果でもやはり一番支持が少なかった案ということになりまして、結局このC案というのは採用されなかったということになります。

それから、別氏夫婦または同氏夫婦のいずれを原則とするかということですが、これは、イメージとしましては、現行制度から出発して原則として婚姻の際に共通の氏を定めるのだけれども、何も定めをしなければ別氏の夫婦として婚姻できるというふうを書くのか、あるいは原則は別氏夫婦で婚姻するのだけれども、特別の定めをしたときには同氏夫婦になるというふうを書くのかという問題でございます。これは、どう違うかという、実際上は結局そういった同氏にするという特別の合意がない限りは別氏のまま婚姻するということになるわけですから、基本的にはいわば理念的な違い、つまりそこだけ切り離して考えた場合には、理念的な違いにすぎないというふう考えられるわけです。

要綱案の方は、いずれにせよ例えば、同氏が原則だという書き方をすれば、別氏を支持する人から理念的におかしい、序列を付けているように見えるではないかという御批判があるでしょうし、逆に、別氏が原則だという書き方をした場合には、現行制度から出発して考える、現行制度の支持者の方から見れば非常に抵抗が大きいものに

なってしまうというわけで、いわば両方を等値するような形で要綱のような案になっているというふうに御理解いただければと思います。

時間の関係で次に、子の氏をいつ、どのように決定するかということですが、これは大きく分けると、先ほどのA案、B案の違いのところにも出てきましたように、いわば婚姻時決定論か出生時決定論かというふうに大きく分けられます。要綱の方は、婚姻時決定論というものを採っているということになるわけです。

婚姻時決定論というのは、結局、現行法の夫婦同氏制度というものは、いわば潜在的に婚姻するときに子の氏まで決めていくわけですね。それを夫婦別氏制度というものを導入した場合には、いわば潜在的に今まで決めていたはずの子の氏の部分を取り出してきて、婚姻時に合意すればいいではないかというのがひとつあるわけです。この考え方のメリット、デメリットということでいきますと、別氏夫婦の子の氏は統一的に、自動的に決めることができますし、出生時に子の氏が自動的に決まるという利点があります。しかし、他方、子を設けるつもりがない夫婦もそういった氏を決めさせるということについての御批判があります。

他方、出生時決定論というものを採った場合の問題というのは、やはり父母の出生時に、つまり婚姻して懐胎までは仲が良かった夫婦が、出生時に仲が悪くなっているというふうな場合もあり得るわけで、そのときには父母の協議が整わないときには子の氏がいつまでも定まらないという事態が生ずる。つまり、氏が未定の子になってしまう。そこが、どう解決するかについて決め手がなかなかない。このときに、例えば夫の氏に決めるとか母の氏に決めるというふうにどっちかに偏るわけにはいきませんし、他方くじで決めるというわけにもいかない。では、家庭裁判所かと言われると、家庭裁判所も基準がないと分からないということが言われています。あと、もうひとつは、あらかじめ婚姻時に子の氏は決めておくのだけれども、出生時に別に決めることができる。ただ、出生時に協議が整わなければ婚姻時に定めた氏が、とりあえず子の氏として決まるという考え方もあったようです。

最終的に要綱はいわばA案、婚姻時決定論というものを採用しております。したがって、子の氏は最初に決めた氏ということで統一されるということになりました。

大体以上がレジュメの一の部分で、諸外国の状況というところ。頂いた時間は30分でしたか。

岩男会長 40分です。

法務省 40分ですか。そうしますと、子の氏を統一すべきかというところを若干付言して申し上げますと、子の氏の決定時期について婚姻時に決定するという立場を採った場合には、論理的に子の氏を統一するという結論になるはずだと思われるわけです。出生時に決定するという立場を採った場合であったとしても、第一子の出生の際に定めた氏がその子の氏となるという定め方もできるわけで、そういう意味では、子の氏の決定時期の問題というのと、それから、子の氏の統一の問題というのは論理的には若干異なる問題ということになります。子の氏統一論というものの根拠は、現行制度との乖離が少ないということ、それから、兄弟姉妹の一体感を確保することが子の育成の観点からも望ましいと言われていることといった点でございます。

子の氏不統一論というものの根拠というのは、夫婦別氏制の下ではそもそも父母の

一方と子の氏というものは異なるわけですから、子の氏だけが統一される必然性がないではないかと。

それから、さらに、これはちょっと角度が異なる議論になりますが、別氏夫婦がそれぞれの氏を次の世代に承継させるということも可能にしてもいいではないかという議論でございます。

要綱において、子の氏を統一する等の結論が採られているわけですが、これは結局、世論調査の結果、別氏夫婦の複数の子の氏が異なってもよいとする意見が、同じであるべきだとする意見を大幅に下回っていたということがあったので、そのような意識を考慮した結果だというふうに思われるわけです。

以上、若干駆け足でございましたが、要綱試案から要綱について論点を踏まえつつ御説明申し上げまして、次に、諸外国の制度ということでございますが、余り資料もなく、従前の資料というのがあったのでそれを参考につくったのが資料でございます。このように同氏制、選択制、別氏制、その他というふうに分けております。

この中で一応参考になるだろうと思われるのは、やはりドイツではないかと。というのは、ヨーロッパというのは別氏というところが多かったようですが、もともとドイツ語圏というところは、夫婦同氏だというのが前提だったようでございます。19世紀のころのドイツの制度というのは、婚姻共同体としての氏、名称ということで夫婦同氏が原則であったと。その場合の夫婦の同氏というの、妻が夫の氏を名乗る、夫の氏が共通氏となるという制度であった。ところが、1976年（昭和51年）の当時の改正によって、夫の氏が自動的に共通氏になるというのではなくて、夫または妻の氏を共通氏とするという制度になった。ところが、共通の定めがない、つまり共通の氏についてのデフォルトがどうなるかということについて、その当時ドイツの法律だと夫の氏が共通氏となる。つまり、協議の定めをしなければ、また夫の氏になるという規定の仕方をしていたらしいです。

この1976年の改正法はそういう制度を採用したわけですが、その選択の余地を認めただ上では一步前進だったわけですが、何も定めないときに自動的に夫の氏になるというのはどうかというところが問題になりまして、そして、1991年、平成3年3月に連邦憲法裁判所によって、これが男女平等原則に反すると。つまり、男女というのは確かに生物学的にいろいろ機能的な差はあるわけですが、まさにこの場合に夫の氏、つまり男の方の氏に決めるということと、いわば生物学的、物理学的な差異との根拠には到底なり得ないわけですね。そういうことで違憲だということで決定が下された。そこで1993年に、まずは民法1355条という規定が改正されて、共通氏を定めるという原則自体は守った上で、定めなかったときには別氏夫婦になるという案になっております。ちなみにドイツの方は、今でも法制的には共通氏が原則だということのようでして、というのは、別氏夫婦と一旦なった後に共通氏を定めるということ是可以するんだけど、逆はできないという形の制度のようでございます。

以上、多少不十分で準備不足だったかと思いますが、とりあえず私どもの説明にさせていただきます。

岩男会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、内閣府の方から御説明をお願いいたします。その後でたっ

ぶり時間を取ってございますので、御議論いただきたいと思っております。

内閣府（男女共同参画局村上推進課長） それでは、御説明いたします。既に法務省から幅広く、緻密に御説明いただいておりますので、私からは特に前回、委員の方からリクエストがございました点につきまして、資料に沿って御説明をいたします。

まず、資料2-1を御覧ください。資料2-1は、都道府県議会における選択的夫婦別氏制度に関する意見書の提出状況についてでございます。都道府県議会において、選択的夫婦別氏制度に関する意見書を可決提出したかどうかについて照会いたしました。そうしますと、法制審議会が改正法案要綱が決定されました平成8年2月以降に、47都道府県のうちの5県の県議会につきまして反対する趣旨の意見書を可決して、内閣総理大臣等に提出しているようでございます。具体的には、ここに書いてございますように、徳島県、茨城県、千葉県、長崎県、熊本県の議会が反対。

なお、このうち千葉につきましては、平成8年に反対の意見書を可決提出しておりますけれども、今年7月3日には選択的夫婦別氏制度に賛成するという趣旨の意見書、逆の意見書を可決提出しております。千葉県議会が今年提出しました趣旨の意見書におきましては、ここにお付けしておりますけれども、今回超党派の国会議員によって提出された民法改正案は「ライフスタイルの多様化により、多くの国民がその実現を待ち望んでいたものであり、多くの議員の賛同を得て国会で早急に成立するよう強く求めるものである」というふうに主張されております。

その次からは、ずっと反対する趣旨の意見書でございますが、大体共通の文言がありまして、徳島、茨城、千葉が同じような文言ですが、「従来の家庭や社会のあり方に大きな変革をもたらすものであり、大人の都合によって、子供を取り巻く環境にも大きな影響を与えかねず、また、夫婦のきずなを強める方策とは言いがたい」と言っています。あるいは、長崎県議会では「事実婚を増加させ、離婚の増加や婚姻制度の崩壊をもたらすおそれが多分にある。また、高齢化社会を迎える現代にあって・・・その基本となるべき親族の扶養意識が薄れることも懸念される」というような文言もございます。あと、徳島、茨城では「現在の法制度で職業上の不利益を被る女性については、それを考慮して『同姓を原則とし、旧姓を呼称として届け出れば使用できる』というように改正すれば済むことである」となどと主張されております。徳島、茨城、千葉は大体似た文言を使っております。

反対する趣旨の意見書は、すべて平成8年から平成9年までの間に可決されております。

以上が、意見書の関係でございます。

次に、選択的夫婦別氏制に関する過去の新聞記事等についてでございますが、参考資料としてお付けしている中がございます。法制審議会が民法の一部を改正する法律案要綱を決定した際に、マスコミにおいても民法改正に関する議論がとりわけ盛んに行われておりまして、選択的夫婦別氏制についての記事もこの頃に集中しております。今日は、その導入の是非に関する論点が分かりやすく整理されたものを取り上げさせていただきます。激論だとか対論になっている分かりやすいものを取り上げておりますけれども、例えば、反対する論者の見解としまして代表的な村上正邦議員なんですけれども、新聞資料の1ページ目に村上正邦氏の意見が出ておりますが、真ん

中の2段目、3段目あたりに割にはっきり書いてあるんですが、「共通の姓をもってこそ、家族共同体としての一体感を持てるのではないか。別々の姓では、本人も結婚の認識は薄くなるだろうし、外から見た場合、婚姻関係にあるのか分からない。婚姻届を出さなくなったり、未婚の母の出産が増えないかが心配」だとか、あるいは「女房の家の養子になって、夫が姓を変えることもあったし、常識的には夫の姓を名乗ることが受け入れられ、女性の認識も定着している。こうした現状で、夫の姓を名乗ることが女性の地位を低く評価することにはなっていない」だとか、あるいは同じく村上正邦先生で、4ページ目に森山元官房長官との間の夫婦別姓の対論が出ておりますけれども、真ん中へんにまた「寛容性とか民主的という次元の問題ではない。寛容ということで大多数の考え方を切り捨てるのは不適當ではないか」だとか、「戸籍は文化であり過去とのつながりだ。我々の命は私だけの命ではない。ご両親の命があり、遡れば何千万という祖先の命があればこそ自分がある。そういう意識が希薄になってしまう」だとか、あるいは5ページ目に、これも特集的に書いてありますけれども、上から2段目あたりに太田誠一議員の発言が入っており、「姓は家族名を表す。各人に名前があるのに、ファミリーネームまで個人のものにするのはおかしい。家族のアイデンティティーは必要だ」とか、あるいはその後ろに、共立女子大学の木村先生が「米国では行き過ぎた個人主義の影響で離婚率が上昇し、家族が解体の危機にひんしている。急激な個人主義化は米国の二の舞になる恐れがある」というのが代表的見解のひとつではないかと思われます。

これに対しまして、賛成論としましては2ページ目に、さっきの村上正邦先生とセットの激論で賛成論として福島瑞穂議員の意見が載っております、「選択的夫婦別姓とは同姓を望む人は同姓、別姓を選びたい人は別姓という選択を認めるもので、同姓の人に何ら影響はない。結婚する時に姓を変えるのも権利なら、変えないことにも同等の権利がある。外から婚姻関係にあるかどうか識別する必要はない」。あるいは同じく福島先生の「通称使用を認めない企業はまだ多い。制度を維持するため人があるのではなく、生きている人がいて制度があるのだから、生きている人間に苦痛を与える法律はおかしい」。あるいは「村上先生は縦の命のつながりと言っているけれども、それと姓を継ぐことは別問題」。また、逆に、「別姓は妻の側の家の先祖を祭ることを支える」というようなことも言っておられますし、また、下から2段目あたりに出てきますけれども、「同姓だから夫婦のきずなは固いと形に安住する方が怖い。個人を尊重する別姓夫婦は、結婚の中身を、愛情や思いやりを常に問うので、きずなはむしろ強いと思う」というような話。

それから、4ページに森山議員、これも村上正邦先生との対談の方の右側に載っていますけれども、その真ん中へんに「国民の価値観は多様化してきており、きめ細かくサービスするのがこれからの政府のあり方のはず。選択の幅を広げることこそが重要だ」。別姓が認められないから届けは出さず同棲、という人はいる」。また、推進派の意見として、現行民法の下で98%の夫婦が夫の姓を名乗っていること自体が問題であるというのが、5ページの方に出ております。どちらの姓を選ぶにせよ一方に統一すること自体、他人の姓を強制されることに変わりなく、人格権の侵害に当たるのではないかというようなものが新聞論調に出ている意見でございます。

また、これに関連しまして前回の本専門調査会におきまして、委員の御発言の中で選択的夫婦別氏制に賛成する立場から、八代委員、寺尾委員、樋口委員から選択的夫婦別氏制の導入はある種の規制緩和、少数派の生き方に対して寛容であるかどうかという問題であり、選択的であることを強調すべきではないか。それから、住田委員から反対論者は結婚をこれからしようとしている若者には少ないのではないか。若者の意見をもうちょっと重視すべきではないかだとか、あるいは反対論者の考え方は、家に入ったら女性は夫の名前、介護すべき働き手といった女性像と結び付いているのではないかというような趣旨の御発言がございました。

あと、参考資料の最後に飛びますけれども、本日御欠席の八代委員から「規制緩和としての選択的夫婦別氏制」というタイトルで、1枚メモを提出していただいております。お手元に配付させていただいております。2番目のあたりに書いてございますけれども、今の制度は夫婦が個人として働く場合に、いずれかの改正は社会的活動上著しい不便となる状況が生じる。特に、公的資格・免許では通称の使用は禁じられる場合がある。選択性とすることは、大部分の夫婦の生活には影響がないまま一部の夫婦の困難を解消できるという意味で、社会的に望ましい状況が得られるというようなこと。

それから、3番目と5番目に御主張がございまして、多くの規制の論理は、政府の方が個人よりも判断ができるというような前提に基づいているけれども、個人は自らの家族の問題に関しては、政府よりも正しい判断を下せるという前提に立つべきではないかと。そうすると、その前提だと規制緩和を通じた選択肢の拡大が望ましいと言えるはずであるというような結論を書いておられます。

これは、以上ひとつのまとめりでございます。次に、国の行政機関での職員の旧姓使用について御説明をさせていただきます。

資料の2 - 2でございますけれども、前回の調査会におきまして御説明しましたが、選択的夫婦別氏制の導入に向けての検討がなされる中で、それと並行した形で、旧姓を使用できないことによる女性の社会生活上の不便や不利益を少しでも軽減するという観点から、旧姓使用を運用上広めていくべきではないかというお話が福田官房長官からございました。

こうした御指示を踏まえまして、国の行政機関での職員の旧姓使用について各府省庁と協議を行いまして、7月11日の各省庁人事担当課長会議におきまして申合せを行いました。その内容がこの資料2 - 2にございます。また、旧姓使用を広めていく観点から、各種国家資格における旧姓使用状況について事務局より確認させていただいております。

資料2 - 2でございますけれども、この申合せは前文で、職員が婚姻等によって戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏、旧姓を文書等に使用することについて、下記のとおり取り扱うこととするということで、記の1では、各府省が記の2に定める文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合に、旧姓の記載を行うこととしております。

文書等としましては(1)から(8)ですけれども、まず、職場での呼称、座席表、職員録、電話番号表、原稿執筆、人事異動通知書、出勤簿、休暇簿を挙げております。

記の3がまた重要ですけれども、上記1及び2に定める文書等以外のものについて職員から旧姓使用の申し出があった場合に、各府省が旧姓使用の可否を個別に判断し、旧姓使用の範囲を拡大することを妨げないこととしております。

記の4では、各府省は人事担当課等の職員を「旧姓使用担当相談官」(仮称)として任命して、各府省内におけるこの方針の周知徹底、職員からの相談等の業務を行わせることとしています。

記の5では、上記の内容は旧姓使用実施に向けた検討、周知徹底等から数か月の準備期間を設けることとしておりまして、平成13年10月1日より実施することとしております。

この事務作業は私どもがいたしまして、この申合せを受けて福田官房長官より閣議等において、今後、各方面においても旧姓使用が可能となるようさまざまな機会をとらえて本申合せの趣旨、内容について広く理解を求めていきたいとの御発言がございました。

これがひとつの成果でございます。

それから、次に、各種国家試験における旧姓使用の状況についてでございますが、これは資料2-3をごらんください。横長の紙になっておりますが、ここでは弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、建築士、教員免許、医師、薬剤師、保健婦・助産婦・看護婦、理容師・美容師、管理栄養士、調理師における旧姓使用の状況について確認いたしました。

弁護士につきましては、日本弁護士連合会の会則により弁護士名簿への登録は戸籍名によるものとされておりますが、連合会の会員名簿については旧姓が可能となっております。ですから、営業は旧姓で可能な形になっております。

司法書士につきましては、日本司法書士会連合会の取扱規則により、司法書士名簿への登録は旧姓の併記が可能となっております。

公認会計士につきましては、日本公認会計士法、公認会計士登録規則により、公認会計士名簿への登録する氏名は戸籍によるものとされております。他方、外国人については、外国人登録済証明書に記載された本名又は通称の使用は可能とされております。日本公認会計士協会において旧姓使用を可能にするかどうかについて、金融庁と現在協議中とのことでございます。

次に、税理士につきましては、税理士法により税理士登録の名簿は戸籍名によるものとなっており、税理士証明票の氏名も税理士名簿に一致させることとされております。また、外国人については、外国人登録原票記載事項証明書により、税理士名簿への通称併記が可能となっております。

建築士につきましては、建築士法、同法施行規則等により、免許の申請には戸籍謄本又は戸籍抄本を添付することとなっており、旧姓使用は不可となっております。また、免許証についても変更事項の書換えが義務付けられておりまして、名簿と同一の氏名でなければならないこととされております。

次に教員免許につきましては、教育職員免許法によりまして免許状の様式が定められており、運用により氏名は戸籍となっております。旧姓の使用は原則不可となっております。ただし、免許状の書換えとか再交付については強制されておられません。

次のページに移りますが、医師については、医師法、同法施行令によりまして医籍、免許証での旧姓使用は認められていません。ただし、免許証の記載事項に変更が生じた場合に、それを強制しておりませんので修正を行わない場合もあります。外国人については、外国人登録原票記載事項証明書により通称との併記が可能としております。

薬剤師も医師と同様に、薬剤師法、同法施行規則により薬剤師名簿、免許証での旧姓使用は原則不可となっています。ただし、免許証の記載事項が生じた場合については、これを強制しないために修正を行わない場合もある。なお、外国人につきましては、外国人登録原票記載事項証明書により、通称との併記が可能としている。

保健婦・助産婦・看護婦については、保健婦助産婦看護婦法、同法施行令で保健婦籍、助産婦籍、看護婦籍が免許証での旧姓使用は原則不可。ただし、免許証の記載事項の変更が生じた場合については、これを強制していないために修正を行わない場合もある。外国人については、外国人登録原票記載事項証明書により通称との併記が可能。

理容師・美容師については、理容師法、同法施行規則、美容師法、同法施行規則で名簿、免許証での旧姓使用は原則不可。ただし、免許証の記載事項の変更が生じた場合については、これを強制していないために修正を行わない場合がある。

栄養士の上位資格であり、専門的かつ高度な業務を行う管理栄養士については、栄養士法、同法施行令で管理栄養士名簿、登録証での旧姓使用は原則不可とされており、ただし、登録証については記載の変更が生じた場合それを強制していないために修正を行わない場合もある。なお、登録証は平成14年4月に免許証に変更の予定であるということです。栄養士についても、現在免許証に戸籍上の氏名を使用することのみが規定されていますが、平成14年4月から管理栄養士と同様の規定とする予定であると聞いております。

最後に調理師につきましては、調理師法、同法施行令により名簿、免許証での旧姓使用は原則不可となっております。

厚生労働省関係のものは比較的似ているという感じでございます。

以上のとおり、各種国家資格におけます旧姓使用状況について見てみますと、弁護士、司法書士については旧姓使用が一部可能となっておりますが、そのほかの資格については旧姓使用が難しい状況でございます。

前回の専門調査会で要望がございました平成9年3月13日の参議院予算委員会において、当時の閣僚に選択的夫婦別氏制についての見解が問われた議事録、これは山口委員から御要望がございました。これはお付けしてあります。

それから、前回、平成8年6月に行われました家族法に関する世論調査、古橋委員からの御要望で。

古橋委員 今回のものはどうなったんですか。平成8年のものは、私も見たんですけども、同じことをやっているんですか。

坂東男女共同参画局長 すべては同じ質問はしていません。その別紙の部分だけは同じで、比較できます。

古橋委員 非常に難しい世論調査ですね。今回どういう世論調査をしたかというのを聞いたかったんですけども。

内閣府 その件につきましては、また後で御説明があらうかと思えますけれども。

坂東男女共同参画局長 これでいうと、今回同じでやっているのは9、11ですね。

古橋委員 だから、今回は提出されなかったけれども、これと同じ項目で調査したということと考えていいのかと思ったんですけれどもね。

坂東男女共同参画局長 ただ、ほかの質問では、私も全部見ていないんですけれども、クエスチョン1だとか別紙以外の部分については聞いていないというふうに理解しています。

内閣府 以上、資料を提出させていただいております。

岩男会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの法務省、それから、内閣府からの御説明に対する御質問も含めまして、御自由に御発言を頂きたいと思えます。

樋口委員 最初に質問をよろしいですか。都道府県からのこの前の要望書を早速お揃えいただき、ありがとうございました。千葉などは反対したかと思ったら、今度は賛成の意見書で、知事さんが代わるとこういうものかと思ったりいたしておりますけれども、これは、市町村議会でかなり反対をしたところがあるなどと聞いているのですが、それは分からないでしょうか。県レベルまでしかお分かりにならないでしょうか。

内閣府 ちょっと調べ切っていないです。短い期間にやろうとしたものですから。

樋口委員 これは、調べれば分かることでしょうか。3,200ですからね。

内閣府 正直申しまして、県に聞きましても、なかなか出てこないところもあつたりしまして、必ず出てくるはずではあるのですけれども、大分昔のことなので、必ずしも容易ではございません。

樋口委員 県議会が分かっただけで大変反対論が分かって、ありがとうございました。

それと、各種国家資格旧姓使用状況、これも大変よく分かりましたけれども、博士号というものもついでにちょっと調べていただけませんか。私の知り合いの男の方で、リーガルネームで妻の姓を名乗った方が、大学の学長に就任されるときに大分苦労をなさったようにも伺っておりますので。

岩男会長 特殊なケースではないのでしょうか。ちょっとよく分かりませんけれども。

樋口委員 また機会がありましたら、お調べください。

岩男会長 どうでしょう、別に博士号のときに戸籍を出す必要はないですからね。転職は、審査の対象になる論文に記載された名前で行われると思えますが。

樋口委員 ビジネスネームで博士号を得た場合、大学に就任するとき戸籍謄本が必要になりますが、戸籍名での博士号では、そういう人は存在しないことになってしまうと。大変不自由したという話を聞いております。

岩男会長 どうぞ、松田委員。

松田委員 この県議会の決議なんですけど、徳島、茨城、千葉が全く同文なのは、元はどこでつくっているのでしょうか。何かどこか団体があつて、そこが出すのですか。私も今、最賃をやっているんですが、その最賃リストに額までみんな同じものが出てくるので、随分気が合うんだなと思っていましたが、やはりちゃんとひな形があつて、それはどこかの運動がやっているんですね。これもおそらくそういうことなんじゃないかな。

山口委員 あの時、各市町村議会で反対決議をやりましたよ。今日は都道府県しか上がっていないけれども。それは、みんなやはり特別な地域なんですよ。だから、ちょっと世論を操作したなという感じでした。私どもはむしろ選択的夫婦別姓を支持する立場で、女性団体もそういう方向でやっていたので、あの議決はちょっと異常でしたね。今、参画基本法ができたり世の中の状況が違ってきたから落ち着いてきた。私は女性団体の活動をやっておりますが、要するに選択的というところで皆納得したので、それを反対というのは、47団体は広範な組織なんですけれども、まずないですね。これは、旧民法の残された物なのでこの際直したいと。自分に何も不利益なことはいっつもありませんから、そういう風潮なので、私は今度、世論調査によって変わってくるというふうに思います。

高橋委員 ちょっとそれと関連して。法務省の方の説明資料では、資料 で姓と氏を書き分けていらっしゃるのか、たまたまこうなっているのは意味があるのかなのか、その点だけちょっとお聞きしたかったんですが。

法務省 姓と氏とどこが違うかという御質問でございますか。特に意味があるわけではございません。

坂東男女共同参画局長 法務省の方では、統一的に「氏」を使っているということですね。

法務省 私どもが対外的に申し上げるときは、民法上は「氏」という言葉でございます。もちろん、歴史的には「氏」というのが血統集団だという、名字といえば所領の中から出てきたとか、そういった経緯があると思いますが、一応、私どもは対外的に「氏」というふうに言っていますが、これに書かれてある訳語というのは、私どももいろいろの方が書かれた文献から拾ってきたというところがあるものですから、ちょっと不統一になっているかと思えます。

高橋委員 それによる微妙な違いを書き分けたということではないのですね。

法務省 厳密に言えば、その御指摘のとおり同じ氏だとか苗字だといっても、その内容とか意味というのは違うこともあり得ると思えます。

猪口委員 質問いいですか。この国家試験の外国人についての本名または通称使用可という記載がたくさんございますね。このような規定ができたのはいつごろかということですね。

内閣府 これは、運用で実施しているということのようございまして、在日韓国人、在日朝鮮人の方を念頭に置いての対応と聞いております。これらの方だけが対象ではありませんが。

高橋委員 今のところに関連していいですか。外国人について、制度を知らないのどこにつながるのかなというのを聞きたいのですが、登録済証明書に記載された本名または通称、通称も記載されているのですか、それとも通称は別ですか。

住田委員 では、私が知っている限りで申し上げますと、原票と登録済証は携帯しているものと2つございまして、原票にも通称名として括弧書きで書く部分があります。それは日本人であれば住民票とか戸籍に相当するものになりますので、そこに既に通称、日本名ですね、韓国的な本名と通称、日本で「金田さん」とかそういう方がよくいらっしゃいますので、そういうふうな本名も通称名も書いてしまいます。それから、

通知は日本名でしていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、そういう意味での通称名です。これは夫婦別姓を前提としたのではなく、日本の中での通り名のよ
うなものを、そこにも括弧書きで記載してしまっているという意味です。

岩男会長 先ほど古橋委員から御発言があったようですが。

古橋委員 この間も聞いたのですけれども、法務大臣から早く出してほしいという趣旨の御依頼があったけれども、参画会議としてこの意見をいつ出すかという問題は、まだいろいろ判断しなければいけない問題だと思えます。そのときに、やはり世論調査の結果がこちらの選択的夫婦別姓について賛成だとか、過半数であるということがある程度分かった段階で出すのか、分かっていなくてももう正々堂々と論理的に出すのかというところの情勢判断を考えなくてはいけないのかなという気がするんですね。

しかし、情勢判断として、今は堂々として個人というものを重視するという男女共同参画の理念に従ってやらなければいけないという本論と、反対論が言っている、例えば、呼称ではなぜいけないか、あるいは民法改正というようなことをやらないで関係する部門についての個別的法律の改正ということではいけないかという問題への対応があります。そういうところの論理を早く詰めないといけないので、早目に出すときには私は今のテンポでは間に合わないのではないかなという気がいたします。

それから、反対論者が日本の文化に反すると言うけれども、何の文化が分からないんですね。

坂東男女共同参画局長 先ほどのお話だと、明治10年以來ということですね。

古橋委員 明治になってからのものが文化というわけでしょう。だけれども、文化というのは森林文化とかいろいろな文化があって、長い間に培われたものです。夫婦同氏制度は、家制度とからみ、明治になって政策的に採られたものではないでしょうか。そういうものは状況が変化してきたということから変えることについて国民は納得するのではないかと思うのです。そういう状況の変化をいろいろな人が言っておりますから、そういうことをよく書いていただきたい。そういうところの戦略論というものを、よく議論していただきたいなという気がいたします。

岩男会長 今、世論調査の結果について過半数賛成と今回なったらとおっしゃったんですけれども、仮に過半数が賛成ではなくても、反対と賛成が逆転したという可能性もあると思うんですね。

古橋委員 反対よりも上回っていればいいんです。前は小さかったものですからね。

岩男会長 ですから、過半数ということにこだわる必要があるかどうか。

古橋委員 過半数でなくていいです。要するに、反対よりも賛成の方が上回ったということで、これは政治家の方々は留意します。世論調査の影響というのは非常に大きいものがありますから、もし、世論調査が早く分かるのだったら、それは早くやってもらって、その結果に基づいて出した方がいいと。その前を出すのだったら、相当それなりの……。

岩男会長 次回はいずれにしても、この専門調査会は9月になりますので、それまでに世論調査の結果が発表になっていけば、それも踏まえた上でこの結論を出すと。

古橋委員 その分を早く集計してもらおうとか。

坂東男女共同参画局長 早く発表するように努めているようです。9月、10月とっておりましたけれども、8月に発表するようです。

古橋委員 そうですか。

伊藤委員 その場合、やはり20歳代、30歳代のこれから結婚される方の割合というのをはっきり出した方がいいと思います。60歳でもう結婚されている方の意見ではなくて、これから結婚される方の多数派、少数派の区別をはっきりさせていただいて出させていただくということは大切ではないかと思えます。

古橋委員 あれは、年齢別は分かるのでしょうか。

山口委員 ちょっと伺いたいのですが、この法制審議会の答申がたなざらしになっていますよね。大体そういう審議会の答申がたなざらしになっていること自体、私は納得できないのですが、この間出したものはまだ有効ですか。

法務省 有効か無効かと言われますと、答申としては有効な答申でございます。

山口委員 なるほど、そうですか。

古橋委員 法制審議会には、政府はこれを尊重の努力義務は書いてあるのですか、それとも何も書いていないのでしたか。

法務省 法制審というのは、私、民事局が所管しているわけではございませんが、法務大臣の諮問機関ということです。要するに、政府として法案を出すというときには、議院内閣制の下ですので結局与党としてどうかという話だと思えます。

伊藤委員 よろしいですか。確か、1999年の1月に当時の法務大臣が民法改正について御発言されているはずなんです。改正の方向で着手したいと。それは、1998年の11月の国連の規約人権委員会の改善勧告の中で、明らかに日本の民法条項が問題になっている。別氏の問題ではないのですけれども、再婚禁止期間であるとか結婚最低年齢であるとか非嫡出子の問題であるという形で改善勧告がされているのを多分受けて、1月に発言されていると思うのです。国際社会の中での民法上の性差別の是正という声に対してもきちんと対応していくというのは、政府としても対応していただきたいなというふうに思いますけれども。

法務省 それはもちろん、そういう決議なり勧告があったことは承知しております。

岩男会長 今、伊藤委員から御質問があったところに関連するのですけれども、今おっしゃったように、この前の答申あるいは要綱の中に夫婦別氏制だけではなくて、ほかに4つぐらいの問題がパッケージになって出ておりますが、いろいろ問題によっては反対賛成が随分違ってくるのではないかと思うのですけれども、あれをばらばらにしてというか、別氏制のところだけで出すとか、そのあたりの可能性はいかがなんでしょうか。

法務省 あり得ることであろうと。つまり前回のときになぜいろいろな法案が出せなかったかと、私どもはもちろん、法制審の答申を出したいということで、そのときは平成6年の世論調査もさせていただきましたが、ひとつの反省点といいますか、余りにもたくさんの論点がいっぺんにまとまってしまった。本当にだから1点ずつ絞っていけば、こっちは賛成なのにこっちは反対だという人が、結局全体になって反対になってしまう部分もあったのかなということは意識しております。

山口委員 女性団体などでも非嫡出子の問題は、結婚している人と非婚の人の間に問

題がありました、やはり子どもの人権ということから考えるとという理解は広がっていると思うんですね。一方、私は各種国家資格における旧姓使用状況というのを見ましてびっくりしました。職業上不自由ですよ。随分いろいろな規制が掛かっていますし。やはりこれだけでも早く直さなければいけないなど。

伊藤委員 ただ、実質的には、厚生労働省関係は免許証に記載変更が生じた場合、それを強制していないため修正は行われたいわけですね。つまり、学生時代に旧姓で取ったものはそのまま旧姓が残っているということですね。だから、実質的には旧姓使用なんですね、厚生労働省の免許状というのは。

岩男会長 今日、御用意いただいた各種国家資格の、例えば弁護士資格の場合に、名簿は旧姓使用が可能であると。実際に、旧姓で弁護士資格を得ておられる私の友人の弁護士の方から、どういうときに困るかというのをメールで頂いたものですから、ちょっと御紹介します。

ひとつは、成年後見人に就任する場合です。彼女は、その場合に、後見登記が必要のために戸籍名が記載されるのだそうなんですけれども、審判書には括弧書きで「(弁護士登録名何々)」というのが記載されると。ところが、登記事項証明書というものには戸籍名しか載らないために、後見人として金融機関等に身分証明をする際には、登記事項の証明書だけでは不足、いちいち事情を話して弁護士会の説明書を付ける必要が出てくると。しかし、何よりも困るのは、被後見人御本人への説明ですというわけですね。既に判断能力が衰えているから後見人を必要としている、そういう人に2つ違った名前が同じ人物だなどということを知ってもらうことは至難の技であって、後見人に対する不信感にまでつながってしまうということが、今一番困っていますとのことです。

それから、もうひとつは、法人の清算人に就任する場合というのがあるようなのですけれども、裁判所の決定書には清算人として通称が登記され、括弧書きで戸籍名の記載がなされます。商業登記簿には戸籍名で登録がされます。債権者への催告のために官報公告というのを出すのだそうなんですけれども、その場合に括弧書きで戸籍名の記載をすると、1字いくらか、1行いくらか、要するに費用が掛かる。つまり、これによって余計に毎回毎回費用を負担させられているという、こういうおかしなことがある。こういう具体的な話を聞きますと、いかにどういうときに困っているかということがよく分かります。

古橋委員 ここに書いてある弁護士などは可能というのは、まず呼称なんだろう、会員名簿とか。だから、今度報告書を出すときは、今おっしゃったものをまさに具体的に例として書けばいいんですよ。

岩男会長 そうですね。

竹信委員 使用状況についてだけだと、ほとんど何に困っているかが分からないんですよ。でも、個別に聞くと今おっしゃったみたいな細かい問題ですごく困っていて、一方では読者の方とかいろいろな方で何が困っているのと言う人はたくさんいるんですよ。うそをついているのではないかと。単に変な権利を主張したいためだけに、困ってもいないのにうるさい女が困っているうそをついているのではないかという思い込みをされている方は結構いるんです。そのときは、私も今言ったみたいな例は言

うのですけれども、多分これはあらゆる資格に全部個別にあると思うのですね。例えば、呼び掛けて困っている事例を募集して、新聞ではなくて新聞は担当者がその気になってくれないとなかなかできないんですよ。ですから、できればホームページでやっていただいたものを記者発表するという形。その方が、多分たくさん来ると思います。

伊藤委員 それはいいかもしれないですね。具体的な、本当に困っている問題というのは、いっぱいあるはずですよ。

岩男会長 そうなんですよ。

山口委員 私は、中学、高校から女子だけだったのですけれども、結婚すると、同窓会名簿の氏が変わるわけです。括弧で旧姓が書いてあるわけです。結婚していない者は括弧がないわけです。あれを見ると、結婚している者としていない者の差別ですよ。それで、私の友人で独身の方が抵抗して、括弧して同じ名前を書いていましたけれどもね。こういう問題、やはりこれはひとつは結婚差別でもあるし、今いろいろな結婚の仕方もあるし、何と言いますか8年前の答申が出てきたときと事情がいろいろ違ってきていると思うんです。それで、私はちょっと考えますのに、世論調査の設問も工夫しなければいけないと思うこと。

それから、もうひとつは、絶対的に世論調査を、仮に8割いけるなというのだったら世論調査も背景になるけれども、これはある程度、参画会議が主導でいけないものかなというふうに私は思いますけれどもね。難しいでしょうか。

古橋委員 その判断が。さっきの新聞を見たら、有力な政治家が反対と書いてあるでしょう。だから、相当これは手ごわいなと。村上さんだけではなくて、相当手ごわいなという感じがしたものだから、男女共同参画会議として、もし世論調査の前に出すのだったら、やはりきちんとした文書で出さないといけないという気がします。

岩男会長 ひとつは、きちんと民法改正で法律的にやっていただくというのと、それから、現実にこういうふうに日常的に今困っている、いろいろな不利益を被っていることを取り上げつつ、救う部分と両方が必要なのではないかと思いますけれども。

古橋委員 それで、外国の事情ということも、全部外国は変わっていますよということと、昔と現在では情勢が変わっていますよと、現在の職業婦人がこれだけ多くなっている、どんどん晩婚化もしているのだから、その前に職業的能力をどんどん高めて結婚するわけですからね、そういうようなこととかいろいろな事情、社会経済情勢の変化と具体的に困っていることと、両方きちんと事務的にまとめて書けば、私はいいのではないかなという気がしますけれども。

山口委員 岩男会長の言われたとおり、例えば、選択的夫婦別姓のことだけやるのか、パックでやるのか、そこもひとつありますね。

伊藤委員 それはそうですね。ここでは別氏の議論を中心にやるという話だと思います。現実にはパックの問題なんですけれどもね。

樋口委員 先ほど若い世代がどういうふうに考えるかそこを重点的にとおっしゃいましたけれども、私も、やはり世代別をきちんと出していただきたい。今改めて各県議会の反論を見ましたけれども、結婚しなくなることの、離婚が増えることという言い分ですが、この5年間に日本は95年の国勢調査のときから世界一の単身社会

と言われていたのが、20歳代、30歳代、40歳代のシングルが2000年の時点ではさらに増えているわけですね。だから、逆に夫婦別姓が選択できないから結婚しないという論理も成り立つわけです。

私はこのところ地方を回っていてつくづく思うのは、平成8年、平成9年ごろと、ちょうど約5年ほどの間に少子高齢化の実態が非常にはっきりしてきて、要するに、高齢化の中で少子化、総長男長女社会で、昔のままの意識ではいかに婚姻が難しいかということが、地方の草の根の方々にもはっきりと見えてきて、農村の研究者の方から自分が調査に回った家で、何とか夫婦別姓をやらしてもらえないだろうかと言われるそうです。言ってみればこうした別姓に反対する趣旨の意見書を出したような地域から、しかも男性たちから、せめて一代でも家名を残し、子どもの婚姻をすすめたいという別姓制度支持論が出てきています。農村地域のそうした声をもう少し集めてみたらどうだろうかと思えます。

岩男会長 そうですね。

住田委員 よろしいですか。要するに、家名継承をひとつの理由とするものなので。

樋口委員 もちろん、それは古い考え方からです。

住田委員 そうなんです。それは、一部には非常に説得力があるのですが、この会議の中でそれを表に言うのは、私としては個人的に気になります。ただ、PR材料になることは間違いない。実は、日弁連の随分前の調査でも、やはり家名継承ということで男性の弁護士さんを認められたという経緯もありますので、意外とそれはいろいろなところに受け入れられる考え方であると思えます。

樋口委員 家名継承ということがそちらの意見としてあるかもしれないけれども、むしろ、こちらは結婚へのバリアを低くするという考え方で臨めばいいのではないかと思います。

伊藤委員 大変ねじくれた夫婦別姓反対論というのがあるんですね、家制度を残すつもりかと。ただ、住田委員がおっしゃるように、家名存続という問題は、ここで議論する必要はない。

古橋委員 もうひとつ、子どもの姓をどうするかという問題が、非常に今日もいろいろな議論があったけれども、それを子どもはある程度考えてあげないといけないのではないかと。私は子どもが20歳代になってから選択させるとか、国籍の場合は選択するわけでしょう。いろいろな制度があるのだけれども、そこについては法務省は子どもの姓の考え方について、どういう議論があって、先ほどずっとお話を伺っていたのですが、それについてのメリット、デメリット。それと、家族に対する子どもの教育上の問題、小さいときの影響、それから、大きくなったときの問題とか変えられるとか、そういうようなことをやればできるのではないかと私はいつも思っているのだけれども、そこらへんについてはどういうふうにお考えなのでしょう。

法務省 別氏夫婦の婚姻中の子の氏の変更の問題だと思います。これは要綱の話でございますが、未成年の間は特別の事情と家庭裁判所の許可があれば変更できるという制度になっておりまして、そういう意味では完全に子の氏が統一されているということは、原理的に貫徹されているわけではございません。成年になった後は、特別な事情なしに家裁の許可だけでできるというのが要綱の案でございます。

坂東男女共同参画局長 公明党案は、出生時に氏を決めるとなっていますよね。

法務省 はい。公明党案と言いますか、いわゆる議員立法の形で出されている案は、すべて出生時に決めるという案でございます。選択を認めるという観点からすると、子どもに同じ氏を付けたい人は付ければいい。やはりはらばらでもいいという人は、ばらばらに付ければいいという思想ではないかと思えます。

古橋委員 そのばらばらであるということは、兄弟との関係で小さい子どもたちの間で教育上具合が悪いというふうに考える人と考えない人と、そこらへんのところはどいうふうに、公明党案に対する反論はあったのでしょうか。

法務省 これは、私どもが出した法案ではございませんので、これについてどのような議論があるかというのは、述べる立場ではないと思えます。

山口委員 あれは、全然審議されなかったのではないですか。

法務省 継続審議で、廃案にはなっておりません。

坂東男女共同参画局長 私が聞いたときは、結婚して子どもが生まれるかどうかは分からないのだから、生まれてから決めればいいと。

山口委員 はい。私たちもそういう議論を聞いていました。

古橋委員 だけれども、橋本さんは2つ別々に決まるような可能性を持ってはいけな、必ず同一でなくてはいかぬという論理が非常に強いでしょう。そこらへんのところをどいうふうに考えるかということなのですからね。

岩男会長 そうですね。それも議論しなければいけないと思うのですが、若い方は実はすごく進んでいるというか、私はちょっとメールでやりとりをしていて驚いたというか、お子さんが2人いてという4人家族なのですから、家族の戸籍が全部ばらばらなんです。全部単独の戸籍を持ち、名前も親1人と子1人が多分一緒なのでしょう。それで、住民票には2人とも「子」と記載されています。戸籍が違ってても姓が違ってても、夫婦の子どもである事実には変わらないからということをやっていますという、全く問題はありませんというようなメールがありました。

竹信委員 多分、夫婦別姓になるような親御さんの子どもは、ばらばらでも子どもも多分気にしない。夫婦同姓を選ばれる方は、みんな一緒がいいとお思いになるということではないですか。ですから、別に選ばせても私は全然問題はないと思えます。

岩男会長 そうですね。それで、ちゃんと扶養控除も問題なく受けていますと。

古橋委員 離婚したときに名前が変わったときに、すごく子どもはショックを受けるということをよく聞くのですけれどもね。

竹信委員 それは、同姓が原則になっているお宅のお子さんだからだと思いますけれども。

古橋委員 なるほどね。

坂東男女共同参画局長 子どもも親も一緒になくてはいけないと思うような思考形態の親たちならば、同姓を選ぶに違いない。

竹信委員 はい。もともとその前の段階で、夫婦の段階で同姓夫婦になっていると思いますので、そこは割にクリアできるかなと私は思っていますけれども。

住田委員 よろしいですか。よく名前がばらばらだと一体感を損ねるとか、そういう言い方をされるのですが、ほかの国が実際にそれを十分やっていて、それで何ら問題

はないということになれば、日本だって慣れの問題だというふうに説得するしかないと思っているのですけれども。

竹信委員 私どもに来た投書では、戦前の家のことで来ている投書があって、お年寄りの女の方から、最近の人は頭が固い、昔は家制度で同じ家に住んで違う姓の人はいっぱいいました。仲良く暮らしていましたが、何でそんなにこだわるのでしょうかという手紙が来た。確かにやってしまえば余り関係ないと思いますよ。

住田委員 ですから、平成8年の世論調査でもこの間も申し上げましたけれども、40歳代までは賛成が多数でして、20歳代だと45.1%が賛成までいってしまっていて、反対がわずか20.6%ですから、それが今度5年経っていますと更に幅広くなって、恐らく50歳代ぐらいまで賛成の方が増えてくるような気はしているものですから、私は世論調査の結果は楽観視しているんです。ただ、過半数にいくかどうかをひとつの目標にすると、そこはちょっと厳しいかなと。ただ、反対派が過半数を割ったと、これは平成8年39.8%まで減っていますから、今度はもっと減ることは間違いないですから、賛成の32.5%がどのくらい上積みできるかということをご期待したいなと思います。

竹信委員 政治的にはおっしゃるとおりだと思うのですけれども、さっきの困った方の例がかなりしっかりしていれば、どんなに少数派に仮に万が一なっても、では、この人たちをどうするのということは当然考えなくてはいけないことだと思うんですよね。

住田委員 今、困った例というのは実際は、商業登記簿とかそのほかの公的な記録ですので、そこの同一性を確認するとき、日本の場合は戸籍簿を原点にしていますので、やはりそれによらざるを得ないものが今困った事例として出てこざるを得ないと思うんです。パスポートが唯一認めていますけれども、それ以外は基本的には公的な書類については、通称というのは許されていないということが多いと思います。

高橋委員 この会議の雰囲気がいまひとつ掴めていないので、ちょっと場違いなことを言うかもしれませんが、この別氏制度を認めて制度化してもらうことが重要ですから、政治家の方なり国民の皆さんに最もアピールする理由をどんどん言うのは非常に結構で、場合によってはさっき出てきたような家制度を残すような議論でも、それで納得していただければいいかなと思うのですけれども、私は、専門から言うと、そういう議論の仕方にもうひとつしっかりしていないところがあります。つまり、夫婦同氏制というのは私は現実憲法問題になっていると考えています。単なる政策問題でこっちの方がいいですよという話ではなくて、現在においては現実的な問題で、日本国憲法の下において許されなくなっているのではないかというふうに思っているのです。そういうことをもう少し前面に出せないかなと。出すとかえって反発を受けるといふことであれば、固執はしませんけれども。

竹信委員 言った方がいいと思います。

住田委員 まさにドイツがそうでしたし、日本の場合もやはり人格権、自己の姓名についてのアイデンティティとかそういう意味での人格権からして、それを損ねているという。

高橋委員 憲法論としては、私は一番重要なのは2つであろうと思っています。ひとつは、姓に基づく差別になっている、つまり制度が作られた当時はまだ家制度的な観

念が残っていたし、その中で男性と女性を全く平等に扱う制度として、さっき妥協だとおっしゃいましたけれども、その時点では平等なものとして作られたということがあったと思うのです。それと、当時においては、まだ個人の尊重ということがそんなに広く行き渡っていたわけではないですから、問題意識がなかったのだらうと思います。しかし、50年憲法を運用してきて、実質的な性差別になっているということがはっきりしてきたということ、また、個人を中心にした考え方がある程度国民の中に広まってきて、名前に対する重要さということが、つまり個人のアイデンティティの要素を成すのだということが非常に自覚されてきた、そういう意識が強くなってきたという変化があると思うのです。そういう変化、憲法学の方で立法事実というふうにそういう背景事実を言っているのですが、立法事実の変化があって、憲法を作った当初においては合憲だったのだけれども、その後の立法事実の変化によって、姓に基づく差別の状況になっていると評価すべきであらうと、これが1点です。

もうひとつは、婚姻の自由に対する非常に重大な制約になってきている。つまり、今言いましたように、名前に対する重要性が意識されるようになってきた。氏名権という言葉がありますけれども、これは、最高裁が憲法上の権利と認めてはいなくて、それでも法律上保護されるべき権利だということは、韓国の方の名前を正しく呼んでもらうということで起こされた事件の中で最高裁自身が言っていますから、法律上保護されるべきような利益だということまでは認められている。ところが、それを結婚するときどちらかが捨てなければいけないという制度ですよ。憲法24条で、結婚というのは両性の合意のみに基づくということになっていまして、届出というようなものは合憲だけれども、名前をどちらか一方が捨てなければいけない、これは平等権の侵害でもあると思うのです。つまり、結婚するときどちらかが不平等に扱われるわけですから、その限りでは、これは姓に基づく差別ではないのですが、どちらかが差別されるということで、平等権の侵害だと思えるのです。氏名権の侵害だとあるいは人格権の侵害だと言うと、まだそこまで憲法論として議論できるかどうかは憲法学の内部でもいろいろ対立があって、今のところははっきり言えないのですが、婚姻の自由というのは憲法上認められたもので、両性の合意にのみ基づくわけですから、そのときにどちらかが名前を捨てなければいけないというのは、現代においては非常に大きな負担を課しているということだらうと思うのです。そういうことからいうと、婚姻の自由の許されない制約になってきているのではないかと。

この2点で少なくとも現在、憲法上非常に大きな疑いがある制度になっているというふうに私は思っていました。憲法学の方でも、書いてある方はほとんど違憲であると。書いている方だけを根拠にして違憲論の方が多いたうことはできないのですけれども、私の感触としては憲法学者の多くがやはり憲法違反ではないかという疑いを持っていると思いますから、そういった点もかなり全面に出す形で議論した方がいいのではないかなというふうに思います。

岩男会長 おっしゃるとおりです。非常に強いポイントです。

古橋委員 本質論の第一に言うべきことですよ。

寺尾委員 質問が2点あります。1点は、法制審議会で出た案のときには、別氏を認める場合に戸籍はどういう扱いになることで考えておられたのでしょうか。別氏の人

たちが同じ戸籍に入れるように戸籍法を変えるのか、そこが1点です。第2は、先ほどの家族の一体性云々という議論あるいは兄弟間の氏が異なるのは云々という御議論を御紹介になりましたが、そうであるなら、結婚して新しい氏を作るという制度だってひとつの可能性ですよ。そういう議論というのは全くなかったのでしょうか、いかがでしょう。

法務省 C案を採った場合に戸籍がどうなるかと。

寺尾委員 いいえ、A案、B案の場合は別氏になるとときには、別氏を選んだ、例えば、妻の方が別氏を選んで子どもは夫の氏にするとした場合には、妻だけ別の戸籍を作るのですか。

法務省 いいえ。

寺尾委員 同じ戸籍の中に氏が異なる者が入れるような戸籍法にするのですか。

法務省 確か戸籍法は、私の課で所管しているものではないものですから、ただ、一応形としては別戸籍を作ると。別戸籍というのは夫婦のですよ。その中に、氏が異なる夫婦が入るということは考えていたようでございます。

寺尾委員 でも、戸籍というのは戸籍筆頭者というのがありますよね。そうすると、戸籍筆頭者はどうするのですか。

法務省 それは、インデックスの問題ですから、合意で決めればいいわけですよ。

寺尾委員 どちらを戸籍筆頭者にするかを合意で決める。

法務省 というか、要するに、子が称すべき氏というのを定めるという考え方に立った場合には、いわばその部分が昔のファミリーネームと同じになるわけですね。ですから、それを利用して、いわば妻なら妻の氏を子が称すべき氏と定めるのであれば、妻が戸籍の一番最初に書く人ということになるのではないかと思います。

寺尾委員 でも、それは兄弟が同じ姓を名乗るというのを前提にした場合の戸籍法の在り方ですよ。それしかお考えにはならなかったわけでしょうか。

法務省 どこまでその当時戸籍の方で議論をしたかというところは、法制審議会は民法の方でございますから、今は即答はできないのですが、要するに、子の氏がばらばらになったときに戸籍に入れるか入れないかという話ですか。

寺尾委員 日常生活では実際は、やはり民法にどう書いてあるかよりも、戸籍の方が日常的ですよ。何かの証明書との関係で謄本を取ったときに、家族の名前がそこに出てくるわけですね。そのときに、お母さんは入っていないとか、そうなるのかどうかというのは結構意味のあるところだと思ったのでお伺いしたのですけれども。

法務省 それは、私は戸籍の方は専門ではないものですから間違っていることを言うかもしれませんが、一種の夫婦の別氏の戸籍を認めるという前提であれば、理論上は氏の異なる子もその戸籍に入れると。つまり、今までは1つの氏の戸籍だったわけですね。ですから、同じ氏の人しか入らなかった。理論上は2つの氏の戸籍ですから、その2つの氏を名乗っている子であれば、一緒に入れるというだけのことではないかという気はしますが。

寺尾委員 でも、多分それは戸籍制度の根本を揺るがす話なんですよ。

住田委員 戸籍が対応できないから夫婦別姓はできませんというような形で大昔反対の論拠にされていたのですけれども、私は実はその後、戸籍を所管するところに一時

いましたので、簡単な話なんです。

今の戸籍は筆頭者がありまして、これはインデックス、索引です。戸主でも何でもありません、索引です。筆頭者の名前の欄があって、次に配偶者の名前の欄があって、それから、子どもの名前の欄があってということになっています。別氏の配偶者の場合は、その名前の欄に別氏を書けば済むことでして、1つの戸籍に同じ氏でなければならないというのは、論理必然的に出ているものではなくして、今まで同氏だったからそうしてただけで、民法が変われば戸籍法もそのように手当すれば済むことです。ですから、インデックスとして戸籍筆頭者と、それから、配偶者が別氏で違うものであったって、それは別氏夫婦であれば当然のことであると。

寺尾委員 そのインデックスはどういうふうに作用するんですか。

高橋委員 名前が違うときは、2つ別にしてしまうのではないですか。

住田委員 戸籍を別々にする必要はなくて、1つの夫婦とその中で生まれた……。

高橋委員 インデックスを2つ付けるわけですか。

住田委員 インデックスは1つでいいんです。インデックスとして戸籍筆頭者は1つに決めておいて。

寺尾委員 そのインデックスは、何に使われるインデックスなんですか。

住田委員 その筆頭者と本籍地でもって検索をするためのシステムです。ですから、番号で書いたって構わないのですが、今までずっとそれがインデックスとして使われているだけです。

寺尾委員 でも、その場合、本籍地はどちらかの本籍地なのですよ。

住田委員 本籍地は1つですから、その戸籍簿を置いている場所が本籍地。

寺尾委員 その戸籍簿の本籍地ということですね。

住田委員 本籍地のあるところでの筆頭者が単にインデックスという意味なんです。戸籍筆頭者にそれほど大きな意味はないわけです。

伊藤委員 ただ、今のお話を聞いていると、そこが問題になるかもしれないですね。筆頭者を誰にするかという。

住田委員 子どもの氏を結婚のときに決めるというのは、筆頭者の氏にそろえてしまうという意味が出てきております。ですから、子どもの氏を出生時に変えるというのであれば、筆頭者の氏に引っ張られない制度にすればいいわけですし、筆頭者をなくしてしましまして夫婦の筆頭者にしてもいいわけですがけれども、今、個人戸籍がたくさんございますので、筆頭者を2つ書かないと検索できないというのはある意味で不便ですから、1人にするというのは、その意味で合理的なものではないかと思っています。ですから、これを番号制にしたって全然構わないわけですが、番号よりはこの方が覚えられるし、今までそれでやってきたからという意味です。ただ、これは戸主制度の残滓だという言い方がありますので、それはいずれ変えるものであれば変えただって、それは国民の合意さえあればたやすいことだというふうに思います。

伊藤委員 だから、当面、現要綱だと戸籍簿の改正というのは11に入っていて、民法改正とは別に戸籍法に所要の改正を加えるものとするというお話ですよ。

住田委員 そうです。ですから、戸籍が変えられないから夫婦別氏制度はできないという理屈ではなくして、戸籍をそういうふうに合わせてつくればいいわけで、それも

別氏の配偶者の氏の欄も1つ設ければ済むことです。そんなに難しいことだとは私は
思いません。

寺尾委員 そうすると、割に自由に選択できるようにするのだったら、先ほどの新しい
名前というののものがあって選択肢に入っていたっていいはずですよ。

住田委員 氏というのはどういうものか、個人の呼称であるということであれば、自
分の名前だから勝手に変えてもいいというのがひとつの見方ですが、逆に社会のもの
で、この人に対してはAさんと呼び続けるというのが社会のメリットなわけですから、
そうこころ変えるというのは望ましくないというのはひとつ言えると思うんです。
ですから、私は夫婦別氏制度は、今までの名前は変えないのだから、どなたにも御迷
惑をお掛けしませんという意味で、私はひとつの論拠に使っているわけなんです。た
だ、新しい氏を作ることによって、結婚したことを対外的に公表するためにそういう
面でも、複合姓でもいいんですけども、そういうものにして良いと国民が許容する
のであれば、それはそれで構わないと思うのです。ただ、結婚の機会にAからBとい
う違う名前に、それもありもしない、双方共に関係ない新しい氏を作ることに対して
どう考えるかだけの問題だと思います。

寺尾委員 ただ、日本語というのは便利だから、それぞれの漢字をもらって作ることは
結構できるんですよ。ほかの国の名前と違って、長くならなくても済むので。

樋口委員 福沢諭吉が言っていたのではないですか。例えば、寺尾さんと樋口さんが結
婚したら「寺口」か「樋尾」にすべしである。明治18年の『日本婦人論』の中で言っ
ています。今、寺尾委員が言われた家族の一体感、夫婦同姓も子どもも同姓でという、
核家族の一体感は保障できるわけですよ。そういう考え方だってあっていい。でも、
少し現実論に立ち過ぎるかもしれないけれども、そういう議論は前回のときも参議院
の質疑では出たそうですが、現実的な議論にはならなかったのではないですか。

寺尾委員 その議論をすることによって、今の制度が実は偏っているということと言
えるのではないかと思うのです。改正反対の方は、同性両方を平等に扱っていますと、
必ずおっしゃるわけですね。事実として90何%でも、それは選択の結果なんですと
おっしゃるわけですね。ですから、そういう意味で選択を強調されるのだったら、そ
れも可能にすれば。

岩男会長 そうですね。

高橋委員 ただ、夫婦別姓にしてほしいことの非常に重要な論拠が、名前が変わると
困ると言っているわけですからね。どんな名前でも変えてもいいというのとはうまく
整合しない。だから、全く違う論拠でも、名前というのは先ほど住田さんが言われた
ように、全く自由に個人のものだという立場に立ってやり出せばいいのだけれども、
社会にとっても有用だということはある程度認めた議論をしようとする、ちょっと
難しいかもしれない。

寺尾委員 でも、そこで、そうしたら、なぜギブンネームのほかにファミリーネーム
を持つのかということに行くんですよ。ファミリーネームの意義というところで。
本当に男女平等を考えると、本当は一代限りのファミリーネームの方が平等だと私は
思うのです。結局、父系も母系もどっちをたどるかという話になるわけですから、ど
っちかたどらなければいけないという話になると、やはりどうしても不平等になるの

です。ですから、實際上夫婦別姓を認めても、多くの場合はお母さんだけ別の姓、子どもはお父さんの氏というのがすごく多くなると思うのです。そうすると、子どもはお母さんと同じ名前にはなれないわけですよ。私の子どもは、ママは前の名前に戻さないでほしいとそう言われたりします。新しいファミリーネームを作るという制度はこの意味でとてもニュートラルな制度です。なおかつ家族の一体性というものを表現できます。全部それを強制しなくてもいいとは思いますが、制度としては、もしも国家がファミリーネームになぜこだわるのかというのを今日のコンテクトで説明するのであれば、やはりそういう制度はどうかという議論は自然に出てくると思うのですが、どうでしょうか。

伊藤委員 そういう議論はあるんですよね。いわゆる新姓を作るという。

寺尾委員 先ほどのギブンネームだけだと、紛らわしくなって同じ名前が多過ぎるとい議論に対しては、この議論ができると思うのですが。

猪口委員 先ほど高橋先生のおっしゃったのは、まさに憲法の基本論として重要です。両性の合意にのみ結婚が許されるというような立場に戻れば、それ以外のいろいろな制約、つまり、同じ氏を家族全員が使わなければいけないというのは、国家の結婚の際の介入になってしまうので、憲法の根本論との関係では、またそれも難しくなってしまうのではないかと思います。

寺尾委員 というか、済みません、高橋先生がああいう議論をしてくださって非常にありがたいとは思いますが、他方で、今の高橋先生がなさった議論は、女性の方が事実の問題として差別されているのだというのを前提に受け入れて成り立つ議論だと思うのです。恐らく憲法学者のこういう議論に立っている先生方は、皆さんその立場にお立ちなのだと思うのですけれども。

高橋委員 この平等権の方はね。婚姻の自由の方は別に。

寺尾委員 分かりました。そうすると、そちらの方の議論の方が新しく、なおかつ、結構強いのでしょうか。

高橋委員 普通は、まず平等権の問題として考えますよね。

寺尾委員 平等権の議論をしても、今の日本の社会だと女の人ですらそれに乗ってこないという感じを私は持っているものですから、憲法の正面の議論ができるようだったら、民法改正は頓挫なんかしないと思うのですよね。やはり頓挫してしまうというのは、その正面突破でいけないのだというのが私の現状認識なんです。

猪口委員 ですから、いろいろな方法で組み合わせたらいいと思うんですよ。憲法論を正面に出す。ですけれども、先ほどから竹信さんのおっしゃっているような困った事例ですよ、具体的に困った事例を国家として放置していいかというような、万人に分かりやすい問題の提示の仕方。ですから、理論と現に困っているというこの2つの路線でいくと。それから、世論調査ですよ。ですけれども、世論調査は、そのことについては山口先生も高橋先生もおっしゃったのだけれども、世論調査の結果を見ることは私は重要だと思うし、好ましいことだと思うけれども、世論がそれに合意していない場合において非常に正義に反することがなされていた場合に、それを政府として放置するというのもよろしくないことなので、やはり世論を先導するといいますが、正義とはどこにあるかということを一応この会議としては認識しなければならな

いと思うのです。できるだけ世論がそれを理解してくれるように、困った事例を提示するというのがいい考えで、この3つの方法で、どれも譲らないで同時並行的にやるといいと思うのです。

海外の事例ですが、これは余り前面に出さない方がいいと思うのです。そうでなくても、日本らしいとか国内は日本の固有性が失われるという議論が相手側にあるときには、あえて海外の事例を出す必要があるのかと。

古橋委員 海外の事例は、なぜ海外がそういうふうになっていったかという背景を説明して、その背景が日本と同じ背景ではないですかということの傍証として入れたっていいのではないかなという意見です。

住田委員 それと、それによって家族の一体性が損なわれているとか、そういうものではないということは、ひとつの大きな例示になるように思います。

寺尾委員 損なわれていないという何か証拠があるのでしょうか。反対論の中にアメリカとか何とか出てきますから。

伊藤委員 そもそも同姓になったのが、近代ヨーロッパのまねをしたわけですよ。ヨーロッパのまねをして同姓にしたわけですよ。その夫の姓による同姓を誇っていたヨーロッパが、もう別姓になっているわけですから。

樋口委員 離婚率は、アメリカはもちろんヨーロッパも日本より高いです。婚外子の数もはるかに多い。だから、そのような家族の崩壊を招いているということになってしまいませんか。

猪口委員 海外の事例を引くことが理論的に必要性があればやったらいいと思うんですよ。ただ、相手を説得するためだと逆効果になる可能性もあると。

なぜならば、欧米社会をそういうふうには評価しない人が、多分この反対の意見を出したような方たちの認識だと思うのです。ですから、外国をどう評価するかというのは、客観的な事実がちょっと乏しいので、その人の認識によるところが多いので、理論的な必然性があれば、それを出したらいいと思いますけれども、説得材料としてはやはり困った事例というのが、多分一番内発的な変化を促すいい方法ではないかと思うのです。

樋口委員 先ほどの私の意見は家制度維持的な意見のように聞こえたかもしれませんが、そういうことではなくて、高橋委員が非常によく整理していただいたように、まさに婚姻の自由の制約のひとつというふうに理解していただきたいと思うのです。今の日本の非婚率の高さというのは、夫婦別姓の選択がないから婚姻が成立していないということがいろいろなところから証明されますから。憲法論の婚姻の自由の制約ということをしかり出していただきたい。企業だって、対等合併である証拠は、全く別の名前を持ってくるか、古い姓を残すならば「三井住友銀行」なんですよ。英文名だと「Sumitomo Mitsui Banking Corporation」、ちゃんと順序も逆にして対等を強調しています。

伊藤委員 今の両性の合意に基づくという婚姻の自由の問題ですけれども、これは突き詰めれば寺尾さんのおっしゃるように、新しい姓を作るというのもひとつの選択肢としてあるということですね。ただ、今の議論でそれを出したら、とても無理だろうと思います。ただし、少なくとも突き詰めれば両性の合意に基づく婚姻の自由という

ことになれば、それは新しい姓を作るというのはひとつの選択肢としてあり得る。
樋口委員 合意による婚姻の自由でいいと思うのですよね。少なくとも長崎県議会などという平成9年3月14日、これが一番猛烈だと読み比べて思いましたけれども、これらは今1つ1つの日本国政府の政策例でも否定されている部分なのです。例えば、まず、4行目から「導入を許せば、家族の一体感を損ない、子供に与える精神的」
せめてこのくらい猛烈な反対意見書には1つ1つ反論していいと思うのです。一問一答ではないけれども。「事実婚を増加させ」状態ではない。今、別姓を認めないから事実婚が増加しているのですよね。

伊藤委員 事実婚を否定するわけにはいかないから。

樋口委員 そうです。「離婚の増加や婚姻制度の崩壊をもたらすおそれが多分にある」
実態は若い世代が婚姻に参入しなくなったわけですよ、参入規制が強すぎるから。それから、「高齢化社会を迎える現代にあって、政府は在宅介護の老人福祉プラン」
これは介護保険以前の「新ゴールドプラン」を言ったのでしょうけれども、「その基本となるべき親族の扶養意識が」というあたりは、介護保険制度の下では扶養と介護を混同してはいけないと思います。次の行の「別姓世代が続けば家系は確実に混乱して」という、この「家系」というものは一体何を指しているのか。こういう文書に時効はあるのですか。問い直したいと思いますけれど。

岩男会長 長崎県議会に質問書を。

樋口委員 そうです。質問書とか少し反論したらと思います。当専門調査会としては、かくかくしかじか考えると。

山口委員 これは、もう5年前でしょう。

樋口委員 こういう具合で変わっているのであると示せませんか。

山口委員 千葉県を立ち会わせた方がいいと思います。

樋口委員 こうも変わったと。

山口委員 官房長官が、現実的なことを考えて旧姓使用についてこういう方針を出された。これは、非常に注目すべきことだと思います。どれだけ効果があるか、あるいはまた、公務員から先にこういうことをやれば影響はあると思います。しかし、一方で、とにかくこういうような便法があれば民法を改正しなくてもいいのではないのという根拠にもなるわけですよ。ですから、旧姓使用の方針はあくまでも民法改正、選択的夫婦別姓を拘束するものではないということを私は申し上げておきたいのです。確認しておきたいのです。

それから、もうひとつ、高橋先生に伺いたいのですが、こういうものがあるのです。ここは基本問題専門調査会ですから、よく家庭は社会の単位であるという言い方をするのです。私どもは違ふと、憲法は個人なんだよと言っているのですが、一般的にそういうふうに使われているんですよ。これは先生どういうふうに使われますかということ。割とさらっと使っているんですよ。家庭は社会の単位であると。

それから、もうひとつは、今回の民法改正というのは、今やはり世帯主単位というものを改めようというところにも関係してくると思うんですね。そのへん先生はどういう御見解ですか。

高橋委員 最後の話は何ですか。

山口委員 世帯単位を個人単位に改めようという風潮とも関係してくるのでないかと思いますが。

高橋委員 私は、憲法の基本というのは個人の尊厳ということは日常で使っていますけれども、それが基本だと思いますから、家庭とかあるいは家族もそれを基礎にして作らなければいけないと。ですから、家庭が社会の基本単位ではなくて個人が基本単位であり、もちろん、家庭というのも社会にとって非常に重要な単位ではあるけれども、出発点は個人だというふうに考えております。世帯というのを理論的に考えることはないのですけれども、いろいろな政策との関係で世帯を1つにとらえてやっていくという場合にはちっとも違和感はない、構わないと思うのですが、世帯を1つの家族として単位としてとらえるということになると、今言ったことと同じでおかしいなと思います。そんなことで答えになりますでしょうか。

山口委員 その辺の考え方を、個人が単位だということをきちんとしていかないと、みんな崩れてしまうと思います。ありがとうございました。

岩男会長 山口委員が最初に言われた、官房長官の旧姓使用のお話ですけれども、これは官房長官御自身もおっしゃっていると思いますが、夫婦別姓を妨げるというか、旧姓使用を認めることによって、なし崩し的に民法改正は必要ないというふうにするといった性質のものではないということで、これはもう明確にする必要があります。ですから、私たちが提言を書くときも、それはきちんと書かなければいけない、念のために、誤解のないようにしておかなければいけないと思います。

山口委員 そうですね。そういうことが、割と大きく一部の人たちに言われているものだから、ちょっと心配をしたので。

伊藤委員 あと、樋口さんがおっしゃったこととかかわるのですけれども、余り一々反論しない方がいいと思うのです。もっと大上段に構えて理念的なところできちんと方向を提示すべきです。ただ、報告書の中には、きちんと中身として反論は入れておくべきだと思いますけれども、いちいち反論の形で対応するべきことではなくて、我々がメインストリームなんだという認識で意見を表明すべきだと思います。

住田委員 当然です、そうです。まさに、政治的にそうだと思いますし、私は10年ぐらい前に、この民法改正のときにいろいろな国会議員に呼ばれて御説明しましたときには、保守系以外の先生方も非常に男性の先生は反対が多くて、何をおっしゃるかという、一部のエリート女性がぎゃあぎゃああと騒いでいるだけだという認識だったと思うのです。今回この千葉県のように、かなり保守的な地盤のところでもこういう形で流れが変わってきたように思いますし、政治家の方というのはそういう流れを非常に敏感に考えておられると思いますので、そうすると、内閣の重要な会議である男女共同参画会議がメインストリームとして、骨太の意見を出す、政治家はそれに対して十分に御理解いただけるような、今そういう情勢になっているように考えたいと思います。

伊藤委員 中身ではきちんと反論しなくてはならない。中身では反論する必要は絶対あると思います。

樋口委員 先ほどの農村にも別姓を求める動きが出てきたなどというのは、そういう反対なさってきた方々の地域にも、理由はともかくとして、それを受け入れる土壌が

できてきたという情勢の変化ですよ。

岩男会長 この千葉の新しいバージョンというのか、これは実は私も知らなかったんですね。ですから、マスコミも千葉はかつてはこうであった、しかし、新しいものがこう出たというのをもう少し書いていただくと、ほかにもこういうものを出そうという県も出てくるかもしれないと思うのですけれども。

古橋委員 手続論として2点質問します。ひとつは、さっき言ったホームページ、今日、記者会見をおやりになったときに、こういうホームページをやりますから、皆さんの新聞でこういうものを出しますからと広告を出してくださいということをお願いしてください。

それから、2番目が、最初に議論になりましたけれども、今回緊急提言として法務省に選択的夫婦別姓だけ法律改正をお願いするというので、皆さんの意見を統一するかしないかと、ほかのことも含めて法務省はやろうと考えているのか、私どもの方は、緊急事態として民法改正について、ほかの部分はあきらめて、この部分だけいきましょうということでも答申を出すのか出さないのか、そこのところだけ確認をしておいて、そして、法務省はいいですよというふうにしてもらうのでしょうか。

坂東男女共同参画局長 法律をもし改正なさるとしたら、あくまで法務省の方が提案なさるわけです。この切り離しとかという形で提案なさるかというのは、イニシアチブは法務省の方が持っているわけですね。

古橋委員 だから、そこのところはいいのですよと伺っているのです。私どもはこの部分は至急やるべきだということを出さざるを得ないから。

坂東男女共同参画局長 法務省にお聞きしますが、そういう場合、もしも、うちからそういう意見が出るのが非常に困ることですか、それともウエルカムですか。

法務省 もともと別々の審議会でございますし、また、マンドートも違うわけでございますね。こちらは夫婦別氏制度というものを中心におやりになっているわけですから、その観点から意見を出されるということをおどもで拘束する立場にはないと思います。

古橋委員 一応、私はこの分だけ先に民法改正をやるべきだというふうに意見を出してもよいのではないかと思います。

竹信委員 先にと書いてしまうと、その報告書そのものに対してすさまじい反発が来ますよ。

古橋委員 どうしてですか。

竹信委員 つまり、非嫡出子をやってくれというのが非常にあるんです、実は。だから、先にとは書かなくてもいい。

岩男会長 私たちは、これをやりますよ。

竹信委員 これは大事だと思うということで、よろしいのではないのでしょうか。

伊藤委員 別姓をめぐる、ここの会議でのひとつの結論という形では出せると思います。

竹信委員 切り離すとあえて書きますと、まず、本当は切り離せないし、それから、非常に問題が出てきてしまって、あの審議会は何だという逆の意味でものすごい……。

松田委員 パッケージにすることは、通過させるための技術としておそらくお考えに

なるだろうから、それはお任せして、こちらはそこだけを中心に、やはり私も婚姻の自由というのが基本だと思うのですが、もうひとつ今の現代的な、要するに、今は選択の時代だと思うのです。だから、ただ別姓というのではなくて選択というところが大変重要。自己決定権といいますか、自分で選択して人に押し付けられるのではない、自分の名前まで人に押し付けられるというのは、こんな基本的な自己決定権に対する侵害はないと思うし、それが婚姻の妨げになっているとすれば、ちょうど結婚退職制が婚姻の自由を妨げているというのと同じ文脈になるのではないかと思うのですね、今日的な意味での。今は、電話でもマイラインで選べるし、とかくこれまでの日本人は画一性というか何かどこかで決めてくれて、それに従っていると楽だという発想がありましたけれども、それが基本的に変わったわけですね。だから、それが崩れているということを前提にしないと、話は進まないと思います。

岩男会長 もう時間が過ぎておりますので、まだほかにもいろいろと御意見があると思いますが、ただいまの議論は事務局の方で整理をしていただきまして、次回の専門調査会に出していただくことにしたいと思います。最後に古橋委員がおっしゃったことも、今すぐここで結論をとということではなくて、やはり次回にということにならざるを得ないと思いますので。

古橋委員 今日ホームページの番号を言って、できるだけ新聞記事に書いてもらうようにしたらいいのではないですか。そういうことは随分私も昔はやりましたからね。困っている事案について御意見をくださいというもの。

岩男会長 それはできますよね。そうですね。それは今日発表させていただきます。

次回の専門調査会でございますけれども、9月14日の16時から18時までということをお日程にお入れいただきたいと思います。先ほどもお話に出ておりましたように、世論調査の結果がそれまでに公表されていると思いますので、それを踏まえて、また引き続き、この選択的夫婦別氏制について御議論いただきたいと思います。

(以上)